

出席停止となる感染症(R5 年度改訂版)

学校保健安全法第 19 条で「校長は感染症にかかっており、かかっている

疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と定めています

第 1 種：感染症予防法 1 類及び 2 類	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで

第 2 種：空気感染または飛沫感染する感染症で学校において流行する可能性が高い感染症		
病名	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	1～4 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	1～14 日	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
百日咳	7～10 日	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	8～12 日	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	16～18 日	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	16～18 日	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	14～16 日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	2～14 日	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	6 ヶ月以内	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	4 日以内	

第 3 種：学校において流行を広げる可能性のある感染症	
病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症：その流行を防ぐため、必要であれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置できる疾患	
病名	出席停止期間
溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、感染性胃腸炎(ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス感染症等)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症、A 型肝炎、B 型肝炎 など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症：アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)、疥癬、皮膚真菌症(カンジダ感染症)、白癬(特にトングラス感染症)・・・但し書きがあるので解説書を確認すること

日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説」R5

最短期間早見表	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
インフルエンザ	発熱した日 ×	×	×	解熱 ×	解熱 1 日目 ×	解熱 2 日目 ×	出席可 ●
コロナウイルス 感染症	発熱した日 ×	×	×	×	症状軽快 ×	24 h 経過 →	出席可 ●

